

令和３年度第１回木更津市行政不服審査会 会議録

○開催日時：令和３年１２月１４日（火） 午後３時００分から午後５時００分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎８階 会議室１

○出席者氏名

審査会委員：渡邊秀孝（会長）、井元岳史（副会長）、清水幸雄

木更津市：総務部 伊藤総務部長、植野総務部次長

（事務局）総務部総務課 安田課長、河上係長、芝田主任主事、梅田主任主事、岡野主任主事

○公開非公開の別：非公開

○傍聴人の数：０人

○会議の内容

河上係長 お待たせいたしました。委員の皆様おそろいになりましたので、ただいまより令和３年度第１回木更津市行政不服審査会を開催いたします。

私は進行を務めさせていただきます、総務部総務課法規係係長の河上です。よろしくお願いいたします。

初めに、会議の成立について報告いたします。本審査会の会議は、木更津市行政不服審査法施行条例第８条第２項の規定により、すべての委員の出席がなければ開くことができないとなっております。審査会の委員定数は３名、本日出席委員は３名となっており、すべての委員が出席されておりますので、本日の会議は成立しましたのでご報告いたします。

次に、事務局より伺いいたします。今回の審査会は、審査請求に係る審議となっております。本審査会を非公開とすることによろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

河上係長 ご異議ございませんので、本審査会を非公開とすることといたします。

それでは、木更津市行政不服審査法施行条例第８条第１項の規定により、会長が議長となると定められておりますので、以後の議事進行につきましては、渡邊会長にお願いしたいと存じます。渡邊会長、よろしくお願いいたします。

渡邊会長 それでは規定によりまして、私の方で議長を務めさせていただきます。着座にて進行させていただくことをご了承いただければと思います。

今回はこの議題については初回ということなので、議論をして、きちっとした答申をまとめるのは次回、又はできれば今回にというイメージになるのですが、そういったことで進めさせて頂こうと思っています。

では早速ですが、議事に入らせていただきたいと思います。諮問が２件ありまして、２件とも財産の差押に関する処分に対する審査請求ということで伺っております。こち

らについて、ご説明をお願いしますでしょうか。

河上係長 はい。ではまず、先に机の上に資料を配付させていただいておりますが、その確認をさせていただきます。諮問書の写しを2部置かせていただいております。あとクリアファイルに根拠法令等の取りまとめたものを、机の上に置かせていただいております。国税徴収法や地方税法等を収めております。A4の図面が表紙の書類も、皆様のお手元に置かせていただいております。こちらは、審査請求人が提出してきた資料であり、審理員からの提出資料になります。あと、すでにお渡し済みですが、フラットファイルに綴じた書類一式になります。皆様ありますでしょうか。

委員全員 問題ありません。

河上係長 それでは諮問につきまして、総務部長の伊藤より諮問をいたします。

なお、諮問につきましては、今説明しました諮問書の写しをお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

伊藤部長 総務部長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは私から2件の諮問をさせていただきます。諮問書の写しをご覧いただきたいと存じます。

木職第192号の4令和3年11月5日木更津市行政不服審査会御中、審査庁木更津市長渡辺芳邦、諮問書、財産の差押えに関する処分（木収対第1239号）についての審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、別紙のとおり諮問します。別紙の方をご覧いただきたいと存じます。

1 審査請求に係る処分、処分年月日令和2年12月2日（木収対第1239号）、処分庁木更津市長、被処分者〇〇〇〇、処分の概要令和2年12月2日付け木収対第1239号の不動産差押処分、2 審査請求、審査請求年月日令和3年2月28日、審査請求人〇〇〇〇、趣旨本件処分の取消しを求める、3 諮問の理由、本件処分の維持が適当と考えるため。

続きまして、2件目の諮問をさせていただきます。

木職第405号の2令和3年11月5日木更津市行政不服審査会御中、審査庁木更津市長渡辺芳邦、諮問書、財産の差押えに関する処分（木収対第1505号）についての審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、別紙のとおり諮問します。別紙の方をご覧いただきたいと存じます。

1 審査請求に係る処分、処分年月日令和3年2月18日（木収対第1505号）、処分庁木更津市長、被処分者〇〇〇〇、処分の概要令和3年2月18日付け木収対第1505号の不動産差押処分、2 審査請求、審査請求年月日令和3年5月15日、審査請求人〇〇〇〇、趣旨本件処分の取消しを求める、3 諮問の理由、本件処分の維持が適当と考えるため。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

渡邊会長 伊藤部長ありがとうございました。諮問について承りました。

続きまして、諮問事項に関する審議でございますけれども、改めまして事務局より概要の説明をお願いいたします。

審査会にて審議

渡邊会長 では、事務局より、次回の審査会の日程の調整をいただいてよろしいでしょうか。

河上係長 それでは、事務局の方でまず答申案のたたき台を作りまして、渡邊会長の方に見ていただくという形になりますが、あらかじめ次回の日程を決めてという形でよろしいでしょうか。

委員全員 お願いします。

河上係長 そうしますと、当事務局の方では来年の1月の第3週、11日の週以降で調整をさせていただければと思います。委員の皆様、日程の都合の付く日はいかがでしょうか。

渡邊会長 私としてもお正月明けすぐは忙しいので、1月後半辺りだと助かります。

清水委員 そうですね。24日あたりからの週はどうでしょうか。

井元委員 私もその辺りなら大丈夫です。

渡邊会長 そうですね。それであれば今日と同じ曜日で火曜日、25日はいかがでしょうか。

委員全員 問題ありません。

河上係長 では、1月25日、火曜日ですね。時間の方は、会長としてはいかがでしょうか。

渡邊会長 今回と同じ、午後3時でよろしければ。

河上係長 それでは1月25日、午後3時ですね。

間に合うように、答申案のたたき台を作ります。

渡邊会長 できれば審査会の1週間前とか2週間前とかには、案を見たいですが。

河上係長 可能であればですが、お正月明けにお見せできればと思います。

渡邊会長 委員の皆様、事務局の皆様、よろしいでしょうか。

では、以上を持ちまして、令和3年度第1回木更津市行政不服審査会を終了します。

長時間にわたりお疲れさまでした。ありがとうございました。

一同 ありがとうございました。

上記会議録を証するため、下記署名する。

令和4年3月31日

木更津市行政不服審査会会長 渡 邊 秀 孝